

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年10月30日

担 当	東京労働局労働基準部監督課
	課長 高橋 仁
	主任監察監督官 白浜 弘幸
	電話 03 - 3512 - 1612

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

- 併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催 -

東京労働局（局長 前田芳延）では、「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

本年7月、「働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、また、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定がされました。

働き方改革を進め、過労死等防止対策を進めるためには、長時間労働削減に向けた取組の徹底を図ることが重要課題となります。

このため、11月の「過労死等防止啓発月間」の取組の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施するとともに、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過重労働解消キャンペーン

1 無料電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、東京労働局などの担当官が労働基準法などの相談に対応します。

平成30年11月4日（日） 9:00～17:00

0120 - 794 - 713

（なくしましょう 長い残業）

2 重点監督を実施します

以下の事業場に対して、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等を図るための重点監督を実施します。

なお、監督指導等の実施に当たっては、必要に応じ夜間の立入りを実施し、重大又は悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事

業場等

離職率が極端に高い等若者の「使い捨て」が疑われる企業等

3 労使団体等への協力要請を実施しました

キャンペーンの実施に先立ち、都内の労使団体(168 団体)に対し、直接手交又は郵送により協力要請を行いました。

4 ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

東京労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を紹介します。

(訪問先、日時が決まったら、改めてお知らせします。)

5 過重労働解消のためのセミナーを開催しています

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月にかけて都内で計8回、「過重労働解消のためのセミナー」を実施しています。

(無料でどなたでも参加できます。)

専用ホームページ：<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

過労死等防止対策推進シンポジウム

有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを以下の会場で開催します(別添資料)。

東京中央会場(定員 450 名)

平成30年11月6日(火) 14:00~17:00

イイノホール(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

東京町田会場(定員 100 名)

平成30年11月14日(水) 17:00~19:30

町田文化交流センター(東京都町田市原町田4-1-14)

(参加は無料ですが、事前の申込みが必要です。)

Webからの申込：<https://www.p-unipue.co.jp/karoushiboushisympo>